

発議第 3 号

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員

提出者

松本 健 

賛同者

川 緒 実希子 

賛同者

森内 哲也 

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例

三宅町議会委員会条例（平成元年 12 月三宅町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「これを公開する。」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

三宅町議会委員会条例（平成元年12月三宅町条例第23号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
(傍聴の取扱い) 第17条 委員会は、<u>これを公開する。</u> 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	(傍聴の取扱い) 第17条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u> 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。